

次期プランの方向性（骨子案）

第2期計画		現状と課題・環境変化			今後の方向性（骨子案） ＜基本施策＞
基本目標	基本施策	第2期計画の分析・評価	基礎調査等の分析	社会環境の変化	
1. 親と子が共に健やかに暮らせるまちづくり	（1）妊娠期からの切れ目のない母子保健体制の充実	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●伴走型相談支援事業が開始され、妊産婦・新生児訪問の件数は増加している。 ●特定妊婦への対応や虐待予防を観点とする訪問が増加しており、児童福祉部門との連携強化が必要である。	●母子保健サービスとして望むものは「医療体制の充実」、「子育てに関する情報提供や学習機会の充実」となっている。【骨子案P24】 ●妊娠期間中に必要なサポートとしては経済的支援や家事代行が増加しており、知識の提供や仲間づくりを促進するためのサポートに関するニーズは下がっている。【骨子案P22】	●市内の合計特殊出生率・出生数が減少し続けている。	①妊娠期からの切れ目のない母子保健 サービスの充実 ②親子の健やかな成長のための支援と環境整備 ※ 基本施策の統合 ⇒思春期のこころと身体 の健康づくり
	（2）親子の健やかな成長のための支援と環境整備	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●子育て支援医療費助成については、周知の結果申請漏れは防止できているが、医療費が増加傾向となっているため、適正化を図る必要がある。			
	（3）思春期のこころと身体 の健康づくり	●全体に目標どおり事業が進捗している。	-		
2. 子育てがしやすい環境づくり	（1）幼児教育・保育の充実	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●保育所等については、待機児童が解消されたが、今後も共働き世帯の増加に伴う保育需要の増加が見込まれることから、引き続き多様な保育の受け皿を確保していく必要がある。	●定期的に教育・保育施設を利用する未就学児の割合は前回より10%以上増加している。【骨子案P27】 ●幼稚園の児童数は年々減少し、認可保育所等の施設数、児童数は年々増加している。【骨子案P26】	●共働き世帯が増加を続け、専業主婦世帯を大きく上回っている。	※ 幼児教育・保育の量的拡大と、保育サービスの質の向上、地域における子育て支援施策を区分 ③幼児教育・保育の 提供体制の確保 ④多様なニーズに応える 保育サービスの充実 ⑤ 社会全体で支える 子育て支援の充実 ※ 放課後居場所づくり事業の開始を受けて名称変更 ⑥放課後の居場所の 確保と充実 ⑦相談・情報提供の充実
	（2）地域における子育て支援の充実	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●子どもショートステイや子育てヘルパー派遣事業については、事業者の確保に努める必要がある。 ●送迎保育ステーションの整備については、今後の事業の進め方について再度検討が必要である。	●0～2歳児の子育て支援センターやのびのびルームを利用していない割合は80.3%と前回調査より大幅に増えている。【骨子案P36】 ●病児保育や一時預かり等を「利用する必要はない」割合が増加している。【骨子案P35】		
	（3）相談・情報提供の充実	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供を行う「さいたま子育てWEB」については、コロナ禍の影響による施設利用やイベントの減少以降、アクセス数が低下しており、今後の進め方について検討が必要である。	●安心・安全に子育てをするために必要と思われる取組について、子育て中の人と経験者が交流できる場や仕組みづくりが必要との回答が大きく減少している。【骨子案P25】		
	（4）放課後の居場所づくり	●放課後児童クラブについては、民設放課後児童クラブの整備を進め、受入可能児童数を増加してきているが、待機児童数は依然残っており、待機児童ゼロに向けた整備を進めていく必要がある。	●施設数、利用者数については年々増加している。待機児童数についても、全体的には減少してきている。【骨子案P36】 ●将来希望する放課後の過ごし方としては、放課後児童クラブは低学年（～3年生）は54.2%だが、高学年になると26.2%となり大きく需要が下がり、習い事・自宅が上昇する。【骨子案P37】		

参考資料 1

今後の方向性（骨子案） ＜基本目標＞
1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり ⑩結婚や妊娠を望む方への支援 ①妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの充実 ②親子の健やかな成長のための支援と環境整備 2. 子育てがしやすい環境づくり ③幼児教育・保育の提供体制の確保 ④多様なニーズに応える保育サービスの充実・強化 ⑥放課後の居場所の確保と充実 ⑩子育てを支える経済的支援の充実 ⑤社会全体で支える子育て支援の充実 ⑦相談・情報提供の充実 3. 子ども・若者が健全に成長できる環境づくり ⑨子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現 ⑪多様な体験・活動の提供 ⑫地域における多彩な人材育成 ⑩子ども・若者の居場所づくり ⑬困難を有する子ども・若者の支援 ⑭健全な成長を支える安全な環境づくり 4. 誰一人取り残さない支援の充実 ⑩障害児施策の充実 ⑧児童虐待防止対策の充実 ⑨社会的養育施策の充実 ⑮ひとり親家庭等への自立支援の充実 ⑰貧困の連鎖を断ち切るための支援の充実

第2期計画		現状と課題・環境変化			今後の方向性（骨子案） ＜基本施策＞	今後の方向性（骨子案） ＜基本目標＞
基本目標	基本施策	第2期計画の分析・評価	基礎調査等の分析	社会環境の変化		
3. 専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実	（1）児童虐待防止対策の充実	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●児童虐待対応件数は令和元年度より3,300件程度で横ばいで推移している。 ●養育上の問題を抱える家庭へ訪問を行うため、専門的な知識や技術が求められる子ども家庭支援員と情報交換を図る機会を設けることや、支援員のスキルアップを図ることで、支援目標の達成に努める必要がある。 ●ヤングケアラー訪問支援事業については、事業者の確保に努める必要がある。	-	●市でケアラー支援条例が成立した。 ●国では医療的ケア児支援法が成立している。	⑧児童虐待防止対策の充実 ⑨社会的養育施策の充実 ⑩障害児施策の充実	
	（2）社会的養育施策の充実	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●里親委託率については、45%前後で横ばいで推移している。 ●社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要であるが、委託率を伸ばすため、より一層、里親制度普及啓発活動を行う必要がある。	-			
	（3）障害児施策の充実	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●療育センターの地域偏在の解消と初診待ち期間の短縮に向け、初診実施件数を増やしているが、診察を希望する子どもも増加したため、初診待ち期間の短縮が想定どおりいかない状況となっている。 ●認可保育所等における障害児の利用状況としては、実施施設数・利用児童数ともに右肩上がりで増加している。 ●医療的ケア児の支援の高度化や発達障害の社会的認知から、障害児および特別な配慮を要する児童数が増加しており、専門的な診療できる医師の不足や、支援にあたる職員が対応に苦慮する事例も増えている。	-			

第2期計画		現状と課題・環境変化			今後の方向性（骨子案） ＜基本施策＞	今後の方向性（骨子案） ＜基本目標＞
基本目標	基本施策	第2期計画の分析・評価	基礎調査等の分析	社会環境の変化		
4. 子ども・若者の健全育成	（1）多様な体験・活動の提供	●猿花キャンプ場の利用者数や未来くるワークにおける参加者の意識啓発など、目標値に届かないものもあるが、概ね順調に事業は進捗している。 ●チャレンジスクール推進事業については、参加者の満足度は継続的に高いものの、スタッフの不足が課題となっている。	-	●国ではこども性暴力防止法が成立している。	⑪多様な体験・活動の提供 ⑫地域における多彩な人材育成 ⑬困難を有する子ども・若者の支援 ※ 他市では、交通安全や情報セキュリティ教育などの安心・安全を項目として挙げているものもみられるため、検討 ⑭健全な成長を支える安全な環境づくり	
	（2）地域における多彩な人材育成	●青少年の主張大会や、郷土芸能伝承活動団体への補助についても、コロナ禍以降、応募数・申請数が低下しており、引き続き、周知を図る必要がある。	-			
	（3）困難を有する子ども・若者の支援	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●「ひきこもり相談センター」では、電話・面接等による相談支援に加え、リレートサポーター派遣による支援を行っているが、大学生が多いため、日程調整が難航することや、就職等により活動終了となることが多いため、継続的な養成が課題となっている。	●若年無業者の割合については、上昇傾向にある。 ●さいたま市若者自立支援ルームの延べ利用者数、1日平均利用者数についても増加している。			
5. ひとり親家庭等への自立支援の充実	（1）生活支援	●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●母子寡婦福祉資金の貸付については国の高等教育における修学新制度の充実により、貸付が減少している。	●児童扶養手当受給者数については、年々減少傾向にある。 ●養育費の受け取りに関し、58.8%が取り決めをしているが、受け取ったことがあるのは50.1%となっている。 ●ひとり親世帯への支援策として望むものとしては、経済的支援に次いで、病気になった時のヘルパー派遣となっている。	-	※ 基本施策の統合を検討 ⑮ひとり親家庭等への自立支援の充実	
	（2）就労支援	●ひとり親家庭等の就労支援として各種就業支援講習等を行っているが、本人の意向とミスマッチがあったり、事前申請が必要であったりと、制度活用に向け、細やかな対応が必要である。	●経済的自立のための資格等習得の支援へのニーズは前回に比べ、若干減少している。			
	（3）子どもに対する支援	●全体に目標どおり事業が進捗している。	-			
子どもの貧困対策推進計画		●全体に目標どおり事業が進捗している。 ●生活保護など生活困窮者への経済的支援施策以外には、子ども・子育て支援事業計画からの再掲事業が多く含まれている。	●生活保護の20歳未満の受給者数は年々減少している。 ●心おきなく相談できる人がいる割合が一般世帯に比べ、支援利用者の方が少なくなっている。 ●困っていることや悩んでいることについても、支援利用者は進学のこと、教育費のことなどについて一般世帯より高くなっている。 ●子どもの進学の希望として大学以上とする割合が支援利用者では一般世帯に比べて低い。また、希望と現実が異なる理由としては、経済的余裕がないからが一番多くなっている。	●「子どもの貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」に一元化された。	⑯子育てを支える経済的支援の充実 ⑰貧困の連鎖を断ち切るための支援の充実	

第 2 期計画		現状と課題・環境変化			今後の方向性（骨子案） ＜基本施策＞	今後の方向性（骨子案） ＜基本目標＞
基本目標	基本施策	第 2 期計画の分析・評価	基礎調査等の分析	社会環境の変化		
その他		●本市の人口は継続的に増加しており、人口推計においても令和17年まで増加する見込みとなっている。0～14歳人口についても減少を続ける見込みであったものが、令和2年まで増加しその後減少に転じる見込みに変更となっている。 ●一方で、合計特殊出生率・出生数が減少している。 ●未婚率については、男女ともに45～49歳の上昇が続いており、女性では25～29歳で上昇傾向がみられる。平均初婚年齢については、全国的には上昇傾向だが、本市においては横ばいで推移している。			●こども基本法に基づく「市町村こども計画」の策定が義務付けられた。関連する計画（子どもの貧困対策推進計画、子ども・子育て支援事業計画など）については、一元化して策定してよいものとされている。 ●こども大綱に「子どもの貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」が一元化された。 ●こども基本法やこども大綱により、こどもの権利擁護、こどもへの意見聴取、社会参画推進が定められた。 ●国では次元の異なる少子化対策として、こども未来戦略を閣議決定した。 ●国においても、こどもの社会的孤立防止への対策として、「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定した。	⑱結婚や妊娠を望む方への支援 ⑲子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現 ⑳子ども・若者の居場所づくり